

## [事案 24-159] 転換契約無効請求

・平成 25 年 6 月 11 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の、転換時の説明義務違反を理由として、転換を無効とし、被転換契約の復活を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 11 月、募集人より、医療保障が手薄であった被転換契約（定期保険特約付終身保険）から医療保障が手厚い申立契約（利率変動積立型終身保険）への転換を勧められ契約したが、転換時には医療保障が手厚くなる等のメリットのみを説明され、被転換契約にあった主契約（終身保険）がなくなり、予定利率も 5.5%から 1.5%に下がるというデメリットの説明がされなかった。この行為は説明義務違反であるから、転換を無効とし、被転換契約の復活を求める。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人に対し、設計書の転換比較表を用いて予定利率が変更になること、保険料が被転換契約よりも高くなること、医療保障が現在よりも手厚くなること、などのメリットとデメリットを明確に説明している。
- (2)募集人は、被転換契約の契約明細書を用いて、今後も終身保険部分を含む被転換契約を継続することは可能であること、更新前になって転換をした場合、保険料が高くなってしまふこと等を説明している。
- (3)募集人は申込みに至るまでの間に、4回程度申立人の自宅を訪問し、各々20～30分間、保障内容の説明を行うとともに、申立人の意向に沿って医療保障を重視する等のプラン修正を適宜行っている。また、申込の際にも意向確認書の質問事項を一つ一つ読み上げて確認しており、転換後の保障内容は申立人の意向を適切に反映している。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法律的根拠

申立人は、メリットのみ説明されデメリットの説明はされなかった（不利益事実の不告知）旨主張していることから、消費者契約法 4 条 2 項による説明義務違反を理由とした転換の取消しを主張しているものと解し、判断する。

#### 2. 説明義務違反について

- (1)説明義務とは、契約締結にあたり、一般人が契約締結意思を決定する上において重要な事実を告げなければならないことを意味し、この説明は必ずしも口頭でなされる必要はなく、内容によっては文書でなされれば足りる。
- (2)転換に際しては、新旧の保険を比較して説明することが普通であり、本件でも設計書の転換比較表を用いて説明がなされたものと推測できるが、同表を見れば、被転換契約には終

身保険があり、転換後契約には終身保険がないことは、一見して明らかで、このような重要な事項を募集人が全く説明しなかったとは考え難く、仮に募集人が説明しなかったとしても、申立人においても、転換にあたっては新旧の比較は重大な関心事であり、終身保険の無くなることに全く気付かず、説明を求めないことも不自然であることから、他に特段の事由がない限り、終身保険が無くなることの説明がなかったと認定することはできない。

- (3) 予定利率については、転換比較表のすぐ下に新旧の予定利率がそれぞれ記載されていることから、予定利率の説明はなされていることになる。
- (4) したがって、本件は、募集人がデメリットについて、申立人に対し口頭で説明を行ったとも推認でき、仮に、口頭での説明がなかったとしても、文書により説明をされていることから、本件において、説明義務違反を認定することは困難であり、説明義務違反を理由とする申立人の主張を認定することはできない。